⑥　本工事は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。

⑦　本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係わる確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、届出書を提出することにより、紙入札方式に代えることができる。

⑧　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、届出書を提出することにより、紙契約方式に代えることができる。

⑨　本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

⑩　本工事の施工に当たり、１日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、１日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協議し、設計変更することができる。

⑪　総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用

ア　本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下、「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。

イ　本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。

ウ　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

⑫　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

⑬　本工事は、確認資料の簡素化の取組として、本年度、他の申請済みの工事で提出した確認資料と同じ内容の確認資料について、提出を省略することができる試行対象工事である。

⑭　本工事は、週休２日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、週休２日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休２日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。

⑮　本工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて「中国四国農政局工事成績等評価実施要領」（平成15年３月24日付け14中総第689号（経）中国四国農政局長通知）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

⑯　本工事は、入札書と技術提案書等の提出を同時に行う試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる⑴から⑮の全ての条件を満たしている者であること。

⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　中国四国農政局における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「機械器具設置工事」の確認を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国四国農政局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再確認を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再確認を受けた者を除く。

⑸　技術提案が適正であること。

⑹　企業の施工実績は、平成18年度から令和２年度の間に元請として自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した、「ポンプ設備の整備（製作含む）及び据付工事」を施工した実績を有すること。（共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）

ただし、各地方農政局（沖縄総合事務局含む。）の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件にしたものである。また据付も同様である。

なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社（出資比率が20％以上のものに限る）が同種工事の施工実績を有すること。

⑺　次に掲げる基準を満たす監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、建設業法（昭和24年法律第100号）に従って当該工事に専任で配置できること。

①　平成18年度から令和２年度の間に元請として自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した、「機械器具設置工事」の施工実績を有すること。ただし、各地方農政局（沖縄総合事務局含む。）の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

なお、経常建設共同企業体にあっては、１人の監理技術者等が同種工事の経験を有すること。

②　監理技術者等は、工場製作段階では専任の配置を要しないが、現場据付段階では専任の配置とすること。なお、工場製作における配置予定の技術者と据付工事における配置予定の技術者が異なるときは、工場製作における配置予定技術者は工場製作の施工経験を、据付工事における配置予定技術者は据付工事の施工経験を有するものであること。

③　主任技術者は、次のいずれかの資格を有すること。

ア　技術士法による技術士（機械部門）の資格を有する者

イ　指定学科を卒業後、①高等学校（旧制実業高校を含む）５年以上、②高等専門学校（旧制専門学校を含む）３年以上、③大学（旧制大学を含む）３年以上、ポンプ設備工事の実務経験を有する者

ウ　10年以上のポンプ設備工事の実務経験を有する者

④　監理技術者は、次のいずれかの基準を有すること。

ア　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者

イ　技術士法による技術士（機械部門）の資格を有する者

ウ　主任技術者資格に加え、元請として請負代金額4,500万円以上の当該工事で２年以上の指導監督的な実務経験を有する者

エ　上記と同等の資格を有する者であると国土交通大臣が認定したもの

⑤　入札参加希望者と配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（技術資料提出の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

⑥　確認資料の提出時期に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。また、同一の技術者を複数の工事に重複して配置予定とすることは差し支えないものとする。ただし、この場合、評価の低い者で評価する。

⑻　配置予定技術者の専任期間　配置予定技術者（監理技術者等）の工事現場への専任期間は契約工期を基本とする。なお、製作段階と据付段階で異なる配置予定技術者を配置出来